

平成25年 第1回(定例)日出町議会会議録(第4日)

平成25年3月21日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成25年3月21日 午前10時00分開議

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 常任委員会委員の選任について

日程第2 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1 発議第1号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

追加日程第2 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第3 発委第2号 日出町議会会議規則の一部改正について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第1 常任委員会委員の選任について

日程第2 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1 発議第1号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に

ついて

追加日程第2 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第3 発委第2号 日出町議会会議規則の一部改正について

追加議案に対する趣旨説明

質疑

討論

採決

閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	土田 亮治君	2番	池田 淳子君
3番	藤井 博幸君	4番	工藤 健次君
5番	安部 三郎君	6番	田原 忠一君
7番	森 昭人君	8番	後藤 佑君
9番	白水 昭義君	10番	佐藤 隆信君
11番	熊谷 健作君	12番	佐藤 二郎君
13番	城 美津夫君	14番	佐藤 克幸君
15番	笠置 久夫君	16番	佐野 故雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤都四男君 次長 安田加津浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 義見君	副町長	堀田 義人君
教育長	石尾 潤治君	会計管理者	酒井 保彦君
総務課長	木付 尚巳君	財政課長	高倉 伸介君
政策推進課長	越智 好君	契約検査室長	川野 敏治君
税務課長	脇 英訓君	住民課長	利光 隆男君

福祉対策課長	原田 秀正君	健康増進課長	河野 王見君
生活環境課長	佐藤 寛爾君	商工観光課長	河野 晋一君
農林水産課長	村井 栄一君	都市建設課長	川西 求一君
上下水道課長	村岡 政廣君	農委事務局長	野上 悟君
教育委員会教育総務課長 ...	宇都宮敏樹君	教育委員会学校教育課長 ...	清家 健志君
生涯学習課長	宮本 洋二君	監査事務局長	小野裕一郎君
総務課主幹	堀 雅之君	財政課長補佐	帯刀 志朗君

午前10時01分開議

議長（佐野 故雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、21日間にわたり慎重に御審議をいただき、また議会運営にも格別の御協力を賜り、本日最終日を迎えることができました。心からお礼を申し上げます。

開議の宣告

議長（佐野 故雄君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

委員長報告

議長（佐野 故雄君） これより委員長報告を行います。今期定例会でそれぞれ所管の委員会に付託された議案並びに事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 佐藤克幸君。14番。

総務常任委員長（佐藤 克幸君） 総務常任委員会の報告を行います。

会期日程に従い、開会中の3月13日午前10時より、委員全員出席のもと町長、副町長、関係課長の出席をいただき委員会を開会いたしました。当委員会に付託されました6議案並びに所管事務調査の審査結果を報告を行います。

議案第25号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてですが、この議案は本年4月から区長が町より委嘱する非常勤特別公務員となるに伴い、これまでの報償から報酬にかえて支払うための条例改正であります。また、県下では最後の非常勤特別公務員での対応となります。内容としては、町との連携の強化、町の出先として働いていただき、特に災害時には責任を持って対応していただくこと、また区長に事故があれば公務災害として対応ができることとあります。報酬は今までの同額支給となります。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正については、国からの地方公務員の給与に関する条例に伴い日出町でも一部を改正するもので、職員給与5%を減額するものですが、給料表で1級から3級までは4%減額、町長の給与を12%、副町長、教育長は10%減額するもので、町長、副町長、教育長の期末手当の算定の基礎となる給与月額も同額とし、これにより県下では中ぐらいの金額になるとのことで、この期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとするものです。

議案第27号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてですが、この議案は国の改正により引用条文を改めるものであります。

議案第30号日出町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてですが、この議案は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正に伴い引用条文を改めるものであります。

議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。この議案は国家公務員の給与の取り扱いを基準とし、町職員給与取り扱いに関しての措置を講じる必要があるので改正するものであります。

議案第37号日出町行政組織条例の一部改正についてであります。改正内容は行政組織に関する事項を政策推進課から総務課へ所管がえ、また税務課へ介護保険料及び後期高齢者保険料に関する事項を規定し、健康増進課老人保健に関する事項を後期高齢者医療に関する事項に改めるものであります。

以上6議案は全て全会一致で可決としました。

次に、所管各課の事務調査の報告であります。

総務課に対しては、区の戸数が増大したが、区長1人で対応は十分なのか、適当な戸数どのくらいなのか、また分割するのは区民のつながり等があり、また公民館等さまざまな問題点があるとの意見が出されました。

次に、地区老人クラブの会長さんについては負担が大きく、1年に40日以上会議や講座、講習会等出席が多く、何かよい対策を考えなければ会長のなり手がなく、老人クラブが消滅していくのではないかと意見が出ました。

財政課より、速見郡日出町大字豊岡字立石の上2129番9の原野7,765平方メートルの町有地について、日出電機より賃貸の申し込みがなされているとのことで、目的は再生可能エネルギー発電設備の設置、再生可能エネルギー特別措置法に基づく認定の取得ができればお願いしたいとのことです。

次に、政策推進課より地域通貨事業の総括についての報告があり、最終的には地域通貨紙幣は集まるところに集まって流通はしてない。日本ではなじめないのか全国各地で取りやめていると

のことです。

次に、コミュニティバスの利用状況についてですが、コミュニティバスは川崎線を除く全ての路線で予想以上の利用者があり、また国東観光バスの利用状況についても改正後は真那井線で1日20人。深江発着の各線の合計は平均で8.5人あり、利用者の増加が認められたとのこと。また利用者から「日出町の各種イベントの参加ができないのが残念だ」という意見があるとのことでした。

契約検査室より3月11日現在の実績報告があり、平成24年度の公共工事契約件数が111件、契約金額10億2,783万7,000円で、件数金額ともに100%の実績であり、測量、設計、委託契約は32件、最終契約金額1億4,223万円で、主な契約は地籍調査、学校の耐震調査、防災マップ等であります。

物品等の契約は入札23件、最終契約額6,387万円で、内容は消防積載車等の購入であります。

また、事務報告として平成24年度指名委員会の開催が19回、案件は98件で88%であり、また24年度から26年度の指名競争入札の参加資格申請数は、物品が253社、業務が239社、測量設計コンサルタントが348社とのことあります。今年度の入札は早く出したいが学校等の耐震工事に業者不足、資材不足を考えられ工期の決定で対応したいとのこと。

最後に税務課より、平成24年度町税等の収納状況について2月末現在の報告がありましたが、ほとんどの税収の収納率が前年に比べて上がっており職員の努力が感じられました。また25年度から収納対策として郵便局で収納ができるようになり、コンビニ収納については現在8市町が対応しており、今後少しでも有利になるように現在進めているとのことありました。

以上付託された議案並びに所管事務調査の調査の報告であります。

なお、当委員会は平成25年度産業建設常任委員会に移行します。閉会中に日出町の観光施策と所管各課の事務調査、また5月中旬に北海道、東北方面へ当町議員立法に向けて水資源保護条例の内容の調査のため行政視察を行いたいので、議会の御承認をお願いします。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（佐野 故雄君） 産業建設常任委員会委員長 池田淳子君。2番。

産業建設常任委員長（池田 淳子君） 産業建設常任委員会の御報告をいたします。当委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと執行部より町長以下、所管の課長の出席を求め、3月13日に委員会を開催いたしました。

まず、付託議案9件の審議を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第19号日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてであります。地方自治体が独自性を発揮し自主性を強化するために成立した地域主権第1次一括法により、道路構

造令に従い県、各市町村で制定しなければならなくなったため、町独自で条例を制定するもので、全会一致で可決であります。

次に、議案第20号日出町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。第2次一括法により、公園の広場や駐車場、トイレなどを設置する際に、基準を町において定めるものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第21号日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてであります。これも第1次一括法により、町独自で条例を制定するものであり、全会一致で可決であります。

次に、議案第28号日出町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。第2次一括法により、地方の自主性を高めるため水道法にのっとっていたものを、町で条例を制定するものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第31号日出町都市公園条例の一部改正についてであります。第2次一括法により、使用料条例を抜き出し付加するものであり、全会一致で可決であります。

議案第32号日出町公共下水道条例の一部改正についてであります。下水道法によるものを地方の条例として制定するものであり、全会一致で可決であります。

次に、議案第33号日出町道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。占用許可対象物件として、太陽光発電設備等及び津波避難施設を追加するものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第35号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。第1次一括法により、政省令から各自治体において制定するものであり、全会一致で可決であります。

次に、議案第36号日出町水道事業給水条例の一部改正についてであります。第2次一括法により、地方の自主性を高めるため、町で条例を制定するものであり、全会一致で可決であります。

以上今期定例会において、産業建設委員会に付託されました議案等の審査の結果の報告であります。

また、商工観光課より城下かれい祭りの開催時期についての報告を受けました。例年ゴールデンウィーク明けの土日に行っておりましたが、ちょうどその時期は休漁期明け直後となるため、せっかくの魚をメインとした祭りなのに、魚を調達することが困難であるということです。そこで今年は開催時期を1週間後にずらし5月18、19日に開催することになりました。年々マンネリ化が指摘されているだけに、魚を多く取りそろえ活気ある祭りとなることを期待します。

かれい祭りの2日後の5月21、22日に的山荘において将棋の名人戦が行われるとの報告を受けました。かれい祭りに引き続き、全国に日出町を発信できる機会と捉え成功裏に終えること

を願うものです。

なお、当委員会は平成25年度社会厚生常任委員会に移行します。閉会中に高齢者対策と所管各課の事務調査を行いたいので、議会の承認をお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（佐野 故雄君） 社会厚生常任委員会委員長 工藤健次君。4番。

社会厚生常任委員長（工藤 健次君） 社会厚生常任委員会は会期日程に従い、3月13日に委員全員出席のもと執行部より町長、教育長以下、所管の課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

当委員会に付託されました議案10件についての審査結果を御報告いたします。

議案第15号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、平成25年4月1日から障害者自立支援法が障がい者の日常生活及び社会生活に総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に改正されるのに伴い関係条例の整備を行うもので、全会一致で可決であります。

議案第16号日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、平成24年5月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態発生時に日出町新型インフルエンザ等対策本部を設置する必要がある条例整備を行うもので、全会一致で可決であります。

議案第17号日出町指定地域密着型サービスの事業者の事業者、人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定については、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革第1次一括法の制定に伴い、介護保険法の改正が行われ、これまで国の法律や政省令によって定められていた指定並びに人員、設備、及び運営に関する基準について条例で定めるもので、全会一致で可決であります。

議案第18号日出町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、地域主権改革第1次一括法の改正に伴い、これまで国の法律や政省令によって定められていた指定並びに人員、設備、及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準について条例で定めるもので、全会一致で可決であります。

議案第22号日出町立幼稚園における管理職手当に関する条例の制定については、教育公務員特例法第17条に基づいて、県費負担教職員が町立幼稚園の園長を兼務する場合の管理職手当について必要な事項を定めるもので、全会一致で可決であります。

議案第23号日出町学校給食センター設置条例の制定については、施設の名称を日出町学校給

食共同調理場から日出町学校給食センターへ変更するために条例の整備をするもので、全会一致で可決であります。

議案第24号致道館管理条例の一部改正については、現行条例の施設に鬼門櫓を追加し、あわせて条例名を日出町文化財施設条例と改めるもので、全会一致で可決であります。

議案第29号日出町文化財保護委員条例の一部改正については、文化財保護委員による的確な判断と指示等を十分協議するために、委員定数を現行の5人以内から10人以内とするための条例改正を行うもので、全会一致で可決であります。

議案第38号日出町介護保険条例の一部改正については、介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため日出町介護保険運営協議会設置の条例改正を行うもので、全会一致で可決であります。

議案第39号は事務の委託に関する協議についてで、大分広域窓口サービスとして現在12市2町の参加のもとで住民票等の請求ができるよう整備されており、本年8月から新たに玖珠町が加わるため、日出町と協議による規約を定めるため、全会一致で可決であります。

以上今季定例会において、社会厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告であります。

そのほか、福祉対策課から第2次日出町地域福祉計画に日出町地域福祉活動計画をプラスして4月以降に配布するなど、教育総務課は学校施設耐震補強事業実施状況及び計画について、学校教育課は町立学校管理規則の改正で校長を補助する機関として学校に運営委員会を置くなどと、学級編成と教員の定数並びに平成25年度の教職員定数について、生涯学習課は1月から3月の事業報告及び事業計画として平成25年日出町成人式、日出町まちおこし第32回新春マラソン、第55回記念県内一周大分合同駅伝競走大会、24年度自治公民館実演発表会、キリシタン文化交流協定、日出城鬼門櫓保存、修理、工事、竣工披露等についての詳細な説明報告がありました。

また、当委員会は教育委員全員と教育長、教育総務課長出席のもと3月14日午後4時から1時間程度の意見交換会、テーマは現状と課題で、図書館、給食センターの建設について、南端小学校の今後について、幼保小連携強化について、を実施しました。

なお、当委員会は25年度総務常任委員会へ移行しますが、閉会中に町税の収納対策と所管各課の事務調査について、5月中旬に関東方面へ複合公共施設整備についての行政視察研修を実施したいので、議会の御承認をお願いいたします。

以上、社会厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（佐野 故雄君） 予算常任委員会委員長 白水昭義君。9番。

予算常任委員長（白水 昭義君） 予算常任委員会の御報告をいたします。

予算常任委員会は会期日程に従いまして会議を開催いたしました。

当委員会に付託されました14件の議案に対して終始慎重なる審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

なお、当予算委員会は議長を除く全員で構成されておりますので、議案の内容、意見等については省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議案第1号平成24年度日出町一般会計補正予算（第5号）については、全会一致で可決であります。

次に、議案第2号平成24年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第5号平成24年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでは、全会一致で可決であります。

次に、議案第8号平成25年度日出町簡易水道事業特別会計予算についてから、議案第14号平成25年度日出町水道事業会計予算については、全会一致で可決であります。

また、議案第6号平成25年度日出町一般会計予算についてと議案第7号平成25年度日出町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数で可決であります。

以上、予算常任委員会に付議されました議案審査の結果報告といたします。

議長（佐野 故雄君） 議会改革調査特別委員会委員長 佐藤二郎君。12番。

議会改革調査特別委員長（佐藤 二郎君） 議会改革調査特別委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと委員会を開きましたので、その調査の結果報告をいたします。

今回の委員会のテーマは「開かれた議会について」、議会全員協議会で御意見いただいたことについて調査を集中的にいたしました。委員会ではこれまで町民との意見交換会、報告会は既に実施の方向で結論づけているため、議会全員協議会の結果について、一人一人より発言をいただき集約することにいたしました。その意見の一部を御紹介いたします。

まず、「きょうからでも準備して実施すべきだ」とこういう御意見、「必ず行ったほうがいい」とこういった御意見、「次期改選より行うべきとの意見は現職議員として無責任ではないか」とこういった御意見、「早く結論が出ないと準備が必用で新年度においては難しいのではないか」とこういった意見、「次期からなら賛成の議員がいる検討してみてもどうか」とこのような御意見をいただきました。

その他数多くの御意見が出ておりますが、当委員会といたしましては実施に向けて、これまでに議長へ答申いたしました内容をさらに調査を加え、実施する方向で意見集約をしたところであります。

なお、白水副委員長より杵築市議会の市民との意見交換会の資料を提出していただきました。資料の内容を確認したところ、当委員会がこれまで調査してきた手法とかなりの点で類似していることがわかりました。委員会といたしましては、閉会中に大分市議会の条例制定の取り組みに

ついて、杵築市議会の市民との意見交換会についての検証を行うことを決定いたしました。議会の御承認をいただきたいと思います。

なお、当委員会の調査は最終結論に至っていないので、継続調査といたしました。

以上、議会改革調査特別委員会の結果の報告といたします。

議長（佐野 故雄君） 議会報編集特別委員会委員長 森昭人君。7番。

議会報編集特別委員長（森 昭人君） それでは議会報編集特別委員会の報告を申し上げます。

3月15日に議会報編集特別委員会を開催をいたしまして、議会だより第91号の問題点、また今定例会の内容を報告するための議会だより第92号の編集における役割分担及び編集日程を決定をいたしました。

閉会中に引き続き議会だより第92号の編集を行いたいと思いますので、議会の御承認をお願いいたします。

以上で、簡単でありますけれども、議会報編集特別委員会の報告を終わります。

議長（佐野 故雄君） 議会運営委員会委員長 笠置久夫君。15番。

議会運営委員長（笠置 久夫君） 議会運営委員会は、議会閉会中に平成25年第2回定例会の議会運営に関する審査を行いたいので、議会の御承認をお願いいたします。

以上です。

議長（佐野 故雄君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

議長（佐野 故雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） なければ、これで質疑を終わります。

討論

議長（佐野 故雄君） これより討論を行います。討論はありませんか。10番、佐藤隆信君。

議員（10番 佐藤 隆信君） 日本共産党の佐藤隆信です。議案に対する反対討論を行います。

はじめに、議案第6号平成25年度日出町一般会計の予算の中の、住民課の人権同和対策啓発事業456万9,000円について討論を行います。

予算質問でも行ったんですが、今後日出町は同和対策に対して非常勤職員を1人当てて同和対策を強化するということだと、人権同和問題を強化することだということに聞いています。この予算は、これまでも私は議会で何回も言ってきました。特定の団体が町に、例えば新聞を押しつけたりしている。部落解放同盟による町への同和対策、押しつけである。これまで日出町は指定

地域がないので拒否してきました。この団体に1回要求を受けると次から次へとエスカレートし予算の上積みを要求してくるのは、全国また県内の自治体を見れば明らかではありませんか。町が人権問題を重要視するのであれば、町独自で私を行うべきです。この同和予算について反対をいたします。

次に、街なみ環境整備事業、文化財の致道館の設計委託費5,900万円について、私は文化財については否定はしません、学校周辺の文化財にこれまでも多額のお金をつぎ込みました。それは観光客を集めるという目的です。ところが町の中の商店がよくする計画がない。これまでではお客をいかに多く入れても町にはお金は落ちないのではないのでしょうか。また今後、維持管理に多くのかかる予算を予想されます。このような一方的に文化財だけに多額の予算をつぎ込む、そして町の街並みを計画的にどのようによくすればいいのか、そういう計画もないこんな予算の使い方には反対をいたします。

次に、議案第7号平成25年日出町国民健康保険特別会計について反対の討論をいたします。徴収率91%、保険税が払えない滞納金額6,000万円と見ているようですが、不納欠損額をもし入れるなら毎年約3,000万円あります。1億円に近い滞納が毎年起るんです。これまでも五千万円、六千万円も税金が払えないことを曖昧になってはいけないと思います。税金はいらない、原因は明らかで所得の低い人が税金が高くて払えない、これまでの私の質問で明らかではありませんか。保険料を下げる以外に、当面はないのではないのでしょうか。

長期的には健康づくりと、国に対して国の支援をもとに戻すように要求を行うことです。国民健康保険がいかに高いかわかるのは、例えば役場の職員の皆さんが退職して国民健康保険に加入したときです。現在の保険税の倍になるでしょう。共済は町が半分負担し保険税は所得だけしかかかりません。ところが国民健康保険は4つもの税金がかかり、全額本人負担なのです。所得の低い世帯が払うことができるように、一般会計から入れても保険料を下げるべきです。福祉の町はどうなったのでしょうか。文化財建設には、7億からこれまでも約8億近く予算が使われています。保険税を下げるのに、数千万あればできる引き下げを少しでもし、滞納を減らすべきではありませんか。よって議案第7号に反対します。

最近になります、私はこれまで健康保険や子供の医療費の問題を質問をすると、他の市町村と比べて町ができないと言っていますが、他の市町より先んじてすることがすぐれた町ではないのでしょうか。

隣の町杵築市は常に、先と打って行っています。日出町の中でも農林水産課などは他の市町よりも先んじてイノシシの捕獲料金の大幅な引き上げ、お米の上乗せ、またカキの養殖支援など、常に先を見て予算を措置をしています。多くの課がやればできるのではないのでしょうか。今後に期待をいたします。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正について反対いたします。国は今経済優先すると言って物価を2%上げるようになっていきます。そして金融緩和を行って賃金を上げると言ってます。大手の自動車などは年内ボーナス200万円などと言っています。ところが公務員だけは今年の7月から7.8%給料を引き下げると言っています。町の職員は市町村合併以後ずっと5%カットされてきました。私たち議員はもとに戻りました。私は自分たちはもとに戻して職員はこれまでというのはおかしいと思います。また所得が下がれば税金も下がり購買力も下がるのです。もとに戻すべきだと思います。そして職員には住民のためにしっかりと頑張ってもらいたいというふうに私は思います。この点について議案第26号に反対します。

これで私の反対討論を終わります。

議長（佐野 故雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） なければこれで、討論を終わります。

採決

議長（佐野 故雄君） これより採決を行います。議案第1号平成24年度日出町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第1号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第2号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成24年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第3号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成24年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度日出町一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手多数です。したがって、議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成25年度日出町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手多数です。したがって、議案第7号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成25年度日出町簡易水道特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 8 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号平成 25 年度日出町公共下水道事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 9 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号平成 25 年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 10 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号平成 25 年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 11 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号平成 25 年度日出町介護保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 12 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号平成 25 年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第 13 号については、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第14号平成25年度日出町水道事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号日出町指定地域密着型サービスの事業の事業者、人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号日出町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号日出町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号日出町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号日出町立幼稚園における管理職手当に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号日出町学校給食センター設置条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号致道館管理条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手多数です。したがって、議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号日出町簡易水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号日出町文化財保護委員条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号日出町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号日出町都市公園条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号日出町公共下水道条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号日出町道路占用料徴収条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第33号については、委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号日出町水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号日出町行政組織条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号日出町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号事務の委託に関する協議について（玖珠町）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、議案第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号日出町職員懲戒審査委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立により行います。

同意第1号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐野 故雄君） 起立全員です。したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定しました。

各常任委員長から閉会中の所管事務調査などの申し出がありますので、お諮りします。総務常任委員長から申し出の次期産業建設常任委員会による閉会中に「町の観光施策と所管各課の事務調査についてと5月中旬に北海道、東北方面へ議員の立法に向け水資源保護条例規則内容等の調査について行政視察研修を行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会から申し出の件は、承認することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会による閉会中に「高齢化対策と所管各課の事務調査についてを行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出の件は、承認することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会における閉会中に、「町税の収納対策と所管各課の事務調査についてと5月中旬に関東方面へ複合公共施設整備についての行政視察研修を行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、社会厚生常任委員長からの申し出の件は、承認することに決定しました。

議会報編集特別委員長から申し出の閉会中に、「議会だよりナンバー92号の編集を行う件」

は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員長から申し出の件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

議会改革調査特別委員長から申し出の「提案事項の検討を行う件並びに大分市議会と杵築市議会への視察研修を行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員長の申し出の件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

次に、議会運営委員長から申し出の閉会中に、「次回の議会運営の審査を行う件」は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出の件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。第38回町村議会議長副議長全国研修会が5月28日、29日に東京都で開催されますので、私と安部副議長が参加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、第38回全国研修会に参加する件は承認されました。

日程第1．常任委員会委員の選任について

議長（佐野 故雄君） 日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。任期満了による後任の常任委員会委員の選任について、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員会委員の任期は日出町議会委員会条例第3条の1項の規定により1年で、平成25年4月7日から平成26年4月6日までであります。

これより、日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩します。会議

室にお集まりください。

午前11時07分休憩

午前11時21分再開

議長（佐野 故雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を御報告します。

総務常任委員会委員長に笠置久夫君、副委員長に佐藤隆信君、産業建設常任委員会委員長に藤井博幸君、副委員長に熊谷健作君、社会厚生常任委員会委員長に池田淳子君、副委員長に田原忠一君、予算常任委員会委員長に佐藤二郎君、副委員長に白水昭義君、以上のとおり互選されました。

以上で、各常任委員会の選任を終わります。

日程第2．議会運営委員会委員の選任について

議長（佐野 故雄君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条の1項の規定により、笠置久夫君、佐藤克幸君、佐藤二郎君、藤井博幸君、池田淳子君、安部三郎君の6名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6名の方が、議会運営委員会委員に選任されました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条の第1項の規定により1年で、平成25年4月7日から平成26年4月6日までであります。

これより、議会運営委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

議長（佐野 故雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に佐藤克幸君、副委員長に笠置久夫君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

ただいま、議案 3 件が提出されました。

お諮りします。議案 3 件を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案 3 件を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 . 発議第 1 号

追加日程第 2 . 発委第 1 号

追加日程第 3 . 発委第 2 号

議長（佐野 故雄君） 追加日程第 1、発議第 1 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから追加日程第 3、発委第 2 号日出町議会会議規則の一部改正についてを上程し一括議題といたします。

追加議案に対する趣旨説明

議長（佐野 故雄君） 提出者から趣旨説明を求めます。

発議第 1 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。5 番、安部三郎君。

議員（5 番 安部 三郎君） 5 番、安部です。発議第 1 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての、趣旨説明を申し上げます。

議員報酬は平成 16 年 4 日から削減をしてきましたが、平成 22 年 3 月で終わり、この 3 年間削減は行われていません。職員や特別職は平成 17 年から毎年削減を続けており、今議会でも職員の給与に関する条例等の一部改正が可決され削減されます。議員の任期も残すところ 1 年となりましたので、このまま何もしないわけにはいきません。よって平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間、議長、副議長及び議員の報酬の月額を 5 %削減をお願いします、条例を改正するものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願いします。

議長（佐野 故雄君） 次に、発委第 1 号日出町議会委員会条例の一部改正について及び発委第 2 号日出町議会会議規則の一部改正についての 2 議案の説明をお願いします。15 番、笠置久夫君。

議員（15 番 笠置 久夫君） 発委第 1 号及び発委第 2 号の趣旨説明を行いたいと思います。

発委第 1 号及び発委第 2 号の趣旨説明を申し上げますが、発委第 1 号は日出町議会委員会条例の一部改正についてであります。改正前の地方自治法においては、委員会に関しては常任委員会、

議会運営委員会及び特別委員会が各条文に明記されていましたが、自治法の改正により一つの条文に統合され、委員選任等に関する事項が条例の委任されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、発委第2号日出町議会会議規則の一部改正についてであります。現行制度におきましては、議会における公聴会の開催、参考人の招致について委員会についてのみ規定されていましたが、自治法の改正により本会議においても公聴会の開催、参考人の招致を行うことを明確に位置づけられましたので、所要の改正を行うものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、御説明申し上げました。何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（佐野 故雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

お諮りします。本日は、日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩をします。

午前11時30分休憩

.....
午前11時31分再開

議長（佐野 故雄君） 休憩に引き続き会議を開きます。

質疑

議長（佐野 故雄君） これから、追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） なければ、これで質疑を終わります。

討論

議長（佐野 故雄君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決

議長（佐野 故雄君） これより採決を行います。発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採択します。この採決は起立により行います。

本案について、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐野 故雄君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案どおり可決されました。

次に、発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。本案についてこれに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、発委第1号は、原案どおり可決されました。

次に、発委第2号日出町議会会議規則の一部改正についてを採決します。本案についてこれに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐野 故雄君） 挙手全員です。したがって、発委第2号は、原案どおり可決されました。

・ ・

閉会の宣告

議長（佐野 故雄君） 以上をもちまして、21日間にわたる本定例会に付議されました全ての案件が終了しました。皆様方には終始熱心に御審議をいただき、こうして閉会を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

町長をはじめ執行部におかれましては、議案審議を通じ議員から多くの意見、要望が述べられました。その内容を尊重していただきまして、今後の町政に反映していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成25年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐野 故雄君） 異議なしと認めます。したがって、平成25年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3月21日

議 長 佐野 故雄

署名議員 工藤 健次

署名議員 熊谷 健作

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員